

留学生奨学金給付事業規程

【目的】

第1条 この規程は、公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会(以下「この法人」という。)定款第3条及び第4条第3項の規定に基づき、海外から勉学のために来沖し沖縄県内の大学、研究所にて耳鼻咽喉科学領域に関する研究をおこない、医学博士の取得をめざす者に対し、その修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)の給付を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

【奨学金の給付対象者】

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 学業、人物が優れ、かつ身体が健康である者。
- (2) 申請時、大学院生、研究員などとして沖縄県内の大学・研究所に所属し、耳鼻咽喉科学領域の研究をおこなっている者。
- (3) 理事及び医療機関から推薦がある者。
- (4) 前3号に準ずる者として会長が認めた者。

【給付額】

第3条 奨学金の給付額は月額5万円に加え、大学院生においては入学金の全額(実費)及び年間授業料の全額(実費)とする。

【申請及び決定】

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を会長に申請しなければならない。

- (1) 留学生奨学金願書(様式11)
 - (2) 日本耳鼻咽喉科学会沖縄県地方部会長の推薦書
 - (3) 履歴書
 - (4) 最終出身大学(学部及び大学院)の成績証明書(出身大学で発行したもの)
 - (5) 最終出身大学(学部及び大学院)の卒業(見込み)証明書
 - (6) 査証の写し(渡日時または奨学金支給開始予定月の前月末日までに「留学」の査証を必ず取得していること)
 - (7) 住民票
- 2 前項の申請があったときは、書類審査(必要に応じて面接審査等)を行い、理事会で給付の可否を決定し、申請をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、提出書類は一切返却しない。
- 3 月額8万円以上の他の奨学金をうける場合は、この法人の奨学金を重複して受けることはでき

ない。

【連帯保証人】

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、1人の日本国籍を持つ連帯保証人をたてなければならない。

2 前項の連帯保証人は、給付の決定を受けたもの(以下「奨学生」という。)が奨学金を償還しなければならないとなった場合、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項の連帯保証人について、会長がやむを得ないと認めた場合において、その限りではない。

【奨学金の交付期間】

第6条 奨学金を交付する期間は1年間とし最長4年間まで更新することができる。ただし、会長が必要であると認めたときは、これを変更することができる。

【奨学金の交付】

第7条 奨学金は、奨学生に毎月交付する。ただし、会長は特に必要があると認めたときは、数ヶ月分を併せて交付することができる。大学院においては入学金、年間授業料の納付期限の1週間前までに交付する。

【奨学金の給付停止及び一時保留及び打切】

第8条 奨学生が休学又は停学の処分を受けた時、その事由の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の給付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に給付された奨学金がある時は、その奨学金は当該奨学生が復学した日の属する月以後の分として給付されたものとみなす。

2 奨学生が、正当な理由がなく第4条に規定する書類を提出しない時は、奨学金の給付を一時保留することができる。

3 次に該当する事由が生じた時は、奨学金の給付を打切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学、または死亡したとき。
- (2) 奨学生が病気等の理由により学習、研修等が困難と認められたとき。
- (3) 奨学金の給付を辞退したとき。
- (4) 奨学金の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 偽りの申請、その他の不正な手段によって給付を受けたとき。
- (6) 月額8万円以上の他の奨学金を受給したとき。
- (7) 他、理事会において奨学生として適当でないと認めるとき。

【奨学金の償還】

第10条 次に該当する者は、奨学金を償還しなければならない。

- (1) 第2条第1項及び第2項に掲げる事項に該当しない場合は、奨学金を償還しなければならない。
- (2) 前号の場合において、特に必要があると認められるときは、償還の据置期間をおく事ができる。
- (3) 第8条に定める事由が生じた後も、奨学生が奨学金の給付を受けていたときは、第6条の規定に関わらず、当該事由が生じた後に給付を受けた奨学金につき、その全額の一時償還を請求することができる。
- (4) 奨学金の償還方法は、一括または年賦または半年賦による償還とする。
- (5) 前号の償還方法が困難で、会長がやむを得ないと認めた場合においては、その限りではない。

【補足】

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付に関して必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

留学生奨学金 願書

令和 年 月 日

公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会
会 長 殿

(ローマ字ふりがな)

本人 氏 名

(自署)

(英語表記)

年 月 日生(歳)

この度、貴社団の奨学金の給付を受けたいので、所要書類添付の上申請致します。

施 設 名			
所 在 地	〒 ー		
連 絡 先			
希 望 給 付 期 間	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
奨学金を希望する理由			
連 帯 保 証 人 欄 (日本国籍を有する者に限る)	ふりがな		⑩
	氏 名		
	住 所	〒 ー	
	本人との関係		